

新型インフルエンザ等対策有識者会議  
新型コロナウイルス感染症対策分科会 資料集

第 22 回（2021 年 1 月 15 日）

目 次

1. 議事次第 .....	2
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法の改正に関する基本的な考え（案） .....	3
3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法の改正に関する基本的な考え .....	8
4. 議事録 .....	13

# 新型コロナウイルス感染症対策分科会（第22回） （持ち回り開催）

日時：令和3年1月15日（金）

## 議 事 次 第

### 1. 議 事

#### （1）新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言について

（配布資料）

資料 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法の改正に関する  
基本的な考え（案）

（分科会長提出資料）

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び 感染症法の改正に関する基本的な考え (案)

令和3年1月15日(金)

尾身構成員 提出資料

## [ I ] はじめに

我々は、専門家として、およそ1年間にわたって新型コロナウイルス感染症に様々な形で直接関与してきた。そうした中、法改正や制度の見直しなどが行われれば、更に対策が進んだと思われるいくつかの課題に直面した。以下、そうした課題と私たちの基本的な考えについて取りまとめた。なお、人々の権利制限については抑制的に行うという基本原則を維持することは大前提である。いわれのない差別や偏見が生じないように、感染症に迅速かつ適確に対応するという目的の基に行われるべきである。

## [Ⅱ] 直ちにに取り組むべき課題

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法

#### 【課題】

- ステージⅢの段階でも、感染状況等を総合的に判断し、必要があれば都道府県知事が先手の対策を機動的に講じられるような法的枠組みが存在しなかった。
- 都道府県知事が事業者に要請を行っても、十分には協力を得られない事例があった。
- 全国的かつ広域の対策が求められる状況において、国と地方公共団体及び地方公共団体間の権限、役割分担がわかりにくく、調整に時間を要する事例があった。
- 特に、緊急事態宣言前の総合調整においては、国は地方公共団体に対して、助言、勧告を行うことはできるが、指示を出す権限はなかった。

#### 【基本的な考え】

- 国と地方公共団体、地方公共団体間の役割、権限を明確化する必要がある。地域に限定した対策については都道府県知事の権限である一方、都道府県をまたぐ、又は、全国的な対策については、国の権限であると整理すべきである。国と地方公共団体が一体となった対応を行うことができるよう、国が地方公共団体に対して必要な指示又は調整ができるようにする必要がある。
- 都道府県知事が行う要請等の実効性を確保するための方策については、国民にとってわかりやすく、納得感のある議論を行い、早急に結論を得ることが重要である。

## [ II ] 直ちに取り組むべき課題

### 感染症法

#### 【課題】

- 国が地方公共団体から感染の状況に関連する情報を得る際、また、その分析評価の結果を公表する際には、地方公共団体の協力や同意が必要な場合もある。しかし、保健所による積極的疫学調査に協力が得られないことや保健所設置市・特別区と都道府県の間での情報連携が上手くいっていないこと等もあり、円滑に情報が国に届かないことも多かった。そのため分析評価のための情報が国へ集約されず、今回のような緊急時において、迅速な分析評価及び適切な情報提供ができなかった。
- 医療提供体制に関し、病床確保や入院調整については都道府県が総合調整の役割を果たすべきであるが、責任が不明確であったり、都道府県内であっても調整が不十分な場合も見られた。

#### 【基本的な考え】

- 国がまん延防止に必要な分析評価の結果を迅速に公表できるよう、国や地方公共団体間の情報連携の改善が図られるよう必要な規定を整備する必要がある。その際、状況に応じて、国が地方公共団体にデータの提供を指示することも可能となるような規定についても検討を行う必要がある。さらに、地方公共団体が自らリスク評価できるよう、国は可能な限り支援することが重要である。
- 入院等の総合調整は都道府県の役割であることを法律上明確にする必要がある。また、災害時の対応も参考に、クラスター発生時の人材派遣などのあり方について、より効率的・効果的な仕組みを検討する必要がある。

### [Ⅲ] 中長期的課題

#### 【課題】

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法は、様々な状況を考慮した法律であるが、主に新型インフルエンザを想定した法律であったことは事実である。また、実際に作成された政府行動計画及び都道府県行動計画も、新型インフルエンザを想定していたため、疫学的特徴において新型コロナウイルス感染症とギャップがあった。

#### 【基本的な考え】

- 政府行動計画及び都道府県行動計画の作成においては、様々なシナリオを想定し、これに対する対応策について記載する必要がある。
- 中長期的課題として、感染が終息した後には、対策についての十分な検証を行った上で、新型インフルエンザ等対策特別措置法など、この観点での必要な法改正も必要である。

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び 感染症法の改正に関する基本的な考え 令和3年1月15日（金）

新型コロナウイルス感染症対策分科会



## [ I ] はじめに

我々は、専門家として、およそ1年間にわたって新型コロナウイルス感染症に様々な形で直接関与してきた。そうした中、法改正や制度の見直しなどが行われれば、更に対策が進んだと思われるいくつかの課題に直面した。以下、そうした課題と私たちの基本的な考えについて取りまとめた。

なお、国民の自由と権利に制限が加えられる時であっても、その制限は必要最小限のものでなければならない。また、人々の権利制限を伴う感染症対策は、その影響を受ける個人や集団、地域等に対する差別や偏見を生じさせずに、迅速かつ的確に対応すべきである。こうした基本原則を維持することは大前提である。

## [Ⅱ] 直ちに取り組むべき課題

### 新型インフルエンザ等対策特別措置法

#### 【課題】

- 緊急事態宣言を判断する前の段階では、都道府県知事が感染状況等を総合的に判断し、必要があれば、国が指示を含めた実効性のある対策を機動的に講じられるような法的枠組が存在しなかった。
- 都道府県知事が事業者に要請を行っても、十分には協力を得られない事例があった。
- 全国かつ広域の対策が求められる状況において、国と地方公共団体及び地方公共団体間の権限、役割分担がわかりにくく、調整に時間を要する事例があった。
- 特に、緊急事態宣言前の総合調整においては、国は地方公共団体に対して、助言、勧告を行うことはできるが、指示を出す権限はなかった。

#### 【基本的な考え】

- 国と地方公共団体、地方公共団体間の役割、権限を明確化する必要がある。地域に限定した対策については都道府県知事の権限である一方、都道府県をまたぐ、又は、全国的な対策については、国の権限であると整理すべきである。国と地方公共団体が一体となった対応を行うことができるよう、緊急事態宣言の前でも国が地方公共団体に対して必要な指示又は調整ができるようにする必要がある。
- 都道府県知事が行う要請等の実効性を確保するための方策については、国民にとってわかりやすく、納得感のある議論を行い、早急に結論を得ることが重要である。

## [ II ] 直ちにに取り組むべき課題

### 感染症法

#### 【課題】

- 国が地方公共団体からクラスターや地域の流行状況に関連する情報を得る際や、その分析評価の結果を公表する際には、地方公共団体の協力や同意が必要な場合もある。また、保健所設置市・特別区と都道府県の間での情報連携が上手くいっていないこと等もあり、円滑に情報が国に届かないことも多かった。そのため分析評価のための情報が国へ集約されず、今回のような緊急時において、迅速な分析評価及び適切な情報提供ができなかった。また、こうした情報集約や分析評価の前提となる保健所による積極的疫学調査に協力が得られないケースも見られた。
- 医療提供体制に関し、病床確保や入院調整については都道府県が総合調整の役割を果たすべきであるが、責任が不明確であったり、都道府県内であっても調整が不十分な場合も見られた。

#### 【基本的な考え】

- 国がまん延防止に必要な情報を得て分析評価の結果を迅速に公表できるよう、国や地方公共団体間の情報連携の改善が図られるために必要な規定を整備する必要がある。その際、状況に応じて、国が地方公共団体にデータの提供を指示することも可能となるような規定についても検討を行う必要がある。また、広域発生時の調査と公表に関する国と地方公共団体の役割及び責任の分担を明確にする必要がある。さらに、地方公共団体が自らリスク評価できるよう、国は可能な限り支援することが重要である。
- 入院等の総合調整は都道府県の役割であることを法律上明確にする必要がある。また、災害時の対応も参考に、クラスター発生時の人材派遣や支援と受援などのあり方について、そのための準備を含めたより効率的・効果的な仕組みを検討する必要がある。

### [Ⅲ] 中長期的な課題

#### 【課題】

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法は、様々な状況を考慮した法律であるが、主に新型インフルエンザを想定した法律であったことは事実である。また、実際に作成された政府行動計画及び都道府県行動計画も、新型インフルエンザを想定していたため、疫学的特徴において新型コロナウイルス感染症とギャップがあった。

#### 【基本的な考え】

- 政府行動計画及び都道府県行動計画、医療提供体制に係る計画の作成においては、今後起こりえる様々なシナリオを想定し、これに柔軟に対応可能な方策について記載する必要がある。
- 中長期的な課題として、感染が終息した後には、対策についての十分な検証を行った上で、新型インフルエンザ等対策特別措置法など、この観点での必要な法改正も必要である。

**新型コロナウイルス感染症対策分科会（第 22 回 持ち回り開催）**  
**議事概要**

**1 日時**

令和 3 年 1 月 15 日（金）

**2 出席者**

分科会長	尾身 茂	独立行政法人地域医療機能推進機構理事長
分科会長代理	脇田 隆字	国立感染症研究所所長
構成員	石川 晴巳	ヘルスケアコミュニケーションプランナー
	石田 昭浩	日本労働組合総連合会副事務局長
	磯部 哲	慶應義塾大学法科大学院教授
	今村 顕史	東京都立駒込病院感染症センター長、感染症科部長
	太田 圭洋	日本医療法人協会副会長
	大竹 文雄	大阪大学大学院経済学研究科教授
	岡部 信彦	川崎市健康安全研究所長
	押谷 仁	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
	釜范 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
	河本 宏子	ANA総合研究所会長
	幸本 智彦	東京商工会議所議員
	小林慶一郎	公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹
	清古 愛弓	全国保健所長会副会長
	舘田 一博	東邦大学微生物・感染症学講座教授
	中山ひとみ	霞ヶ関総合法律事務所弁護士
	平井 伸治	鳥取県知事
	南 砂	読売新聞東京本社常務取締役 調査研究本部長
	武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授

**3 議事概要**

＜資料 新型インフルエンザ等対策措置法及び感染症法の改正に関する基本的な考え（案）＞ についての意見＞

○脇田構成員 2 ページ【課題】の 1 ポツに、「・国が緊急事態宣言を判断する前の段階では、都道府県知事が感染状況等を総合的に判断し、必要があれば指示を含めた実効性のある対策を機動的に講じられるような法的枠組が存在しなかった。」という一文を追記すべき。

2 ページ【基本的な考え】の1ポツ3行目「国と地方公共団体が一体となった対応を行うことができるよう、」の後に、「緊急事態宣言の前でも」という文言を追記すべき。

3 ページ【課題】の1ポツ1行目「国が地方公共団体から」の後に、「クラスターや地域の流行」という文言を追記すべき。

3 ページ【基本的な考え】の1ポツ1行目「国がまん延防止に必要な」の後に、「情報を得て」という文言を追記すべき。また、1ポツ4行目「～検討を行う必要がある。」の後に、「広域発生時の調査と公表に関する国と地方自治体の役割と責任の分担を明確にする必要がある。」という一文を追記すべき。さらに、2ポツ2行目「クラスター発生時の人材派遣」の後に、「や支援と受援」という文言を追記し、「～あり方について、」の後に、「そのための準備を含めた」という文言を追記すべき。

4 ページ【基本的な考え】の1ポツ1行目「政府行動計画及び都道府県行動計画の作成においては、」の後に、「今後起こりえる」という文言を追記すべき。また、1ポツ2行目「これに対する対応策」を、「これに柔軟に対応可能な方策」という文言にすべき。

○石田構成員 基本的な考え（案）の内容について、特段意見はない。

ただ、[1]はじめに、において「なお、人々の権利制限については抑制的に行うという基本原則を維持することは前提である」というのは言うまでもなく重要なことであり、いわゆる罰則規定については、丁寧かつ慎重に議論を重ねる必要があると考える。

○幸本構成員 商工会議所では、足元の感染拡大を封じ込めるため、会員事業者等に緊急事態措置への協力を依頼している。今回の感染拡大により、各方面で医療崩壊の懸念が指摘されている。今回の感染拡大を乗り越えても、コロナ収束は当然見込めないことから、経済社会活動の基底的インフラである医療提供体制の抜本的な強化を是非ともお願いしたい。

このためには、コロナ対応病院数等の目標値の設定や目標達成までの期間を具体化した医療体制強化計画の策定が必要である。計画には、コロナ患者受入れ等に係る公的病院と民間病院の適切な役割分担の方向性を示していただきたい。また、コロナ対応の医師や医療従事者等の負担は限界に達しているとの指摘も多く、各地域において、中小・大規模病院間、公的・民間病院間で補完し合えるネットワークの整備等も盛り込む必要があると思われる。

緊急事態宣言など非常時においては、民間病院に対して、十分な財政支援を行うことを前提として、国や都道府県がコロナ患者の受入れや医療従事者の連携等の指



示・命令が行える環境整備の検討も必要ではないか。

○小林構成員 提言（案）に賛成するが、感染拡大期には、医療提供体制を機動的に拡充できる仕組みづくりが必要であることは、分科会として、なんらかの形で、国民に示すべきではないかと考える。感染拡大期に、国民と事業者に変な制約を課すのだから、国民に負担を課すことと引き換えに、医療提供体制をしっかりと整えることは国民に対する政府と政策立案者の責務であると強く感じる。

○平井構成員 国による感染状況の分析のためには、地方自治体からの報告に加えて、情報の起点となる積極的疫学調査の実効性確保も重要であり、その点についても課題があったことを明記すべき。

そこで、3 ページ【課題】 1 ポツの最後に、「また、こうした情報集約や分析評価の前提となる保健所による積極的疫学調査に協力が得られないケースも見られた。」という一文を追記すべき。

○武藤構成員 1 ページ 4 行目「なお、人々の権利制限については抑制的に行うという基本原則を維持することは大前提である。いわれのない差別や偏見が生じないよう、感染症に迅速かつ適確に対応するという目的の基に行われるべきである。」という文章について、次のように考えている。

・全体として、人々の権利制限が必要最小限のものでなければならないことと、差別や偏見を生じさせないことはともに基本原則である。

・一文目は、「人々の権利制限を容認せざるを得ない場合も」という留保をしたほうがよい。

・二文目は、「人々の権利制限を伴う感染症対策」のように、主語を明記してはどうか。また、差別や偏見の対象が不明瞭であるため、「個人や事業者、地域等」と追記してはどうか。

以上を踏まえ、1 ページ 4 行目の文章について、「なお、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものでなければならない。また、人々の権利制限を伴う感染症対策は、その影響を受ける個人や集団、地域等に対する差別や偏見を生じさせずに、迅速かつ適確に対応すべきである。こうした基本原則を維持することは大前提である。」とした方がよいのではないかと考える。

3 ページ【課題】 1 ポツ 2 行目「保健所による積極的疫学調査に協力が得られないことや保健所設置市・特別区と都道府県の間での情報連携が上手くいっていないこと等もあり、円滑に情報が国に届かないことも多かった。」は、協力しない感染者や濃厚接触者もいるが、恐らく過半数の方々には協力いただいているのが現状であり、「円滑に情報が国に届かない」要因とまでは言えないのではないかと考える。

そこで、3 ページ【課題】 1 ポツ 2 行目の文章について、「保健所による積極的疫学調査に協力が得られないこと」を削除し、「しかし、保健所設置市・特別区と都道府県の間での情報連携が上手くいっていないこと等もあり、円滑に情報が国に届かないことも多かった。」とした方がよいのではないか。

- 石川構成員 提言（案）に賛成する。
- 今村構成員 提言（案）に賛成する。
- 岡部構成員 提言（案）に賛成する。
- 河本構成員 提言（案）に賛成する。
- 中山構成員 提言（案）に賛成する。
- 南構成員 提言（案）に賛成する。

（以上の意見を踏まえ、尾身分科会長により提言の文言が確定された。）